

## 西脇市における「地域クラブ活動」の愛称募集要項

### 1 目的

「地域クラブ活動」とは、これまで中学校の教職員が顧問となって学校主体で行ってきた部活動に代わって、新たに地域が主体となって運営される活動のことです。

西脇市教育委員会では、令和7年2月に「西脇市の「休日の学校部活動の地域展開」に関する基本方針」を策定し、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会を持つことができるよう環境の整備を進めています。

そこで、地域クラブ活動を開始するに当たり、市民にとって分かりやすく、親しみを持ってもらえるような愛称を募集します。

### 2 地域クラブ活動の目指す姿

—西脇市の「休日の学校部活動の地域展開」に関する基本方針—より

- (1) 生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して活動できる環境をつくります。
- (2) 学校の働き方改革を推進します（休日の学校部活動において、兼職兼業により指導を望む場合を除き、教職員が従事しなくてもよい環境づくりを目指します。）。
- (3) 学校と地域が連携し、地域のスポーツ・文化資源を最大限に活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を推進します。
- (4) 将来的には、地域に持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備し、生徒に多様な体験機会を確保します。地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指し、地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てます。
- (5) より多くの地域の方々とともに、生徒の居場所の一つとなる環境をつくります。

### 3 募集内容

西脇市における「地域クラブ活動」の愛称

### 4 愛称の内容・基準

- (1) 地域クラブ活動のねらい等がイメージできるもの
- (2) 子どもの楽しみ、成長、経験、体験、西脇市への愛着の要素が含まれているもの
- (3) 覚えやすく親しみやすいもの
- (4) 自作の未発表作品
- (5) 他の名称や商標などと混同されないもの

## 5 応募資格

どなたでも応募可能です。

- ・未成年の方は、保護者の同意を得て応募してください。応募があった時点で同意を得たものとみなします。
- ・個人での応募のみとし、グループでの応募はできません。

## 6 応募手続

(1) 募集期間 令和7年9月1日(月)～9月30日(火)

(2) 応募点数 応募者1人につき、3作品まで。これを超える応募が確認された場合、原則、その応募者の全ての作品を失格とします。

(3) 応募方法 右記の二次元コードから応募フォームに必要事項を御入力御入力いただくか、応募用紙にて御応募ください。応募用紙はホームページからダウンロードいただくか、教育委員会事務局（市役所4階）で配布しています。



(4) 必要事項

ア 愛称

イ 愛称に込めた思い

ウ 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス

## 7 選考方法

(1) 一次審査

西脇市学校部活動地域展開検討会議にて、優秀な作品を10点程度選定します。

(2) 二次審査

一次審査により選定された作品について、市内の小中学生に投票してもらい、最も投票数の多い作品1点を最優秀賞、次に多い作品2点を優秀賞として選定し、最優秀賞の作品を愛称に採用します。

## 8 選考結果の発表

(1) 受賞者には、直接電話等で連絡します。

(2) 受賞作品等は、令和7年12月頃に市ホームページに掲載し、報道機関に情報提供します。

(3) 落選の連絡は行いません。また、審査過程や選考結果に関する問い合わせには応じかねます。

## 9 賞品の贈呈

- (1) 最優秀賞  
へその街にしわき共通商品券 10,000円分
  - (2) 優秀賞  
へその街にしわき共通商品券 5,000円分
- ※(1)及び(2)について、複数人から同一名称の応募があった場合は、抽選により決定します。
- (3) その他  
二次審査で、最優秀賞受賞作品への投票者のうち抽選で3名に、へその街にしわき共通商品券各 1,000円分

## 10 その他

- (1) 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募フォームや応募用紙によらない応募は無効とします。
- (3) 公序良俗その他法令の定めに反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外とします。また審査後に、このことに違反していたことが判明した場合は、失格とします。  
第三者と紛争等が生じた場合は、応募者自身の費用と責任において解決するものとし、西脇市教育委員会は一切の責任を負いません。  
また、採用後でも盗作等の応募条件違反が認められる場合は、採用を取り消すことがあります。
- (4) 愛称に採用された名称について、著作権、その他一切の権利は、西脇市教育委員会に無償で帰属するものとします。また、最優秀賞の受賞者は、愛称に採用された名称及びその理由に関し、著作者人格権に基づく権利行使を行わないものとします。
- (5) 採用された愛称の使用に当たっては原案を尊重しながら、必要に応じて補正・修正させていただく場合があります。
- (6) 応募をもって、本募集要項のすべてに同意したものとみなし、採用者は西脇市教育委員会と著作権譲渡契約を締結したものとします。
- (7) いただいた個人情報、愛称募集に係る業務にのみ使用します。なお、最優秀賞、優秀賞については、応募作品、氏名、住所（市町名まで）を公表する場合があります。

### 【応募・問い合わせ先】

西脇市教育委員会生涯学習課

T E L : 0795-22-3111

F A X : 0795-23-8844

〒677-8511 西脇市下戸田128-1